

とおりとする。

(1) 第1項第4号から第9号までに規定する基準(同項第4号エに規定する基準を除く。)

(2) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(3) 階層式寝台を設ける場合は二層までとし、その幅は0.9メートル以上、長さは1.8メートル以上であること。

4 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 第1項第4号から第8号までに規定する基準(同項第4号エに規定する基準を除く。)

(2) 1客室の床面積は、9.5平方メートル以上であること。

(3) 客室の数は、5室以上であること。

(構造設備の基準の特例)

第7条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に掲げる施設については、季節的状況、地理的状況その他の特別の事由によって前条第1項から第3項までに掲げる基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めたときは、これらの基準によらないことができるものとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第16号

熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例

熊本県理容師法施行条例(平成12年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第4条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合

(2) 演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合

(3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして知事が承認した場合

2 前項第3号の承認を受けようとする者は、あらかじめ、その期間、場所及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第17号

熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例

熊本県美容師法施行条例(平成12年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(美容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合

(2) 演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合

(3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして知事が承認した場合

2 前項第3号の承認を受けようとする者は、あらかじめ、その期間、場所及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。
